

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業

基本協定書（案）

平成21年12月

佐 世 保 市

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業 基本協定書（案）

佐世保市水道局（以下「甲」という。）及び〔 〕（〔グループの場合は、その構成員のすべてを
列挙する。〕以下「乙」と総称し、〔代表企業名称〕を「代表企業」という。）は、佐世保市北部浄
水場（仮称）統合事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり基本協定（以下「本協
定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業を円滑に遂行するにあたり必要な事項を定めるとともに、本事業に関
して乙が総合評価一般競争入札により落札者として選定されたことを確認し、第7条（事業契
約）第2項に定める設計・建設工事請負契約、維持管理・運営基本契約及び維持管理・運營業
務委託契約（以下これら三つの契約を総称して「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及
び乙双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（本事業の内容）

第2条 本事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 甲は、甲の所有する佐世保市山の田浄水場（佐世保市桜木町7-16）及び佐世保市大野
浄水場（佐世保市瀬戸越1丁目1452）に係る膜ろ過施設等（以下「本施設」という。）の
設計及び建設を乙に請け負わせる。
- (2) 甲は、SPC（第6条（SPCの設立等）第1項に定める。以下本号において同じ。）に本
施設の維持管理及び運營業務を委託し、SPCは、本施設の適切な維持管理及び運営を行う。
- (3) 前各号に定める役割分担の詳細については、事業契約においてこれを定める。
- (4) 本施設の設計及び建設、並びに維持管理及び運営は、甲の水道事業として実施する。

（甲及び乙の責務）

第3条 甲及び乙は、事業契約の締結及び本事業の実施に向けて、本協定の定めに従い、それぞ
れ誠実に対応する。

（リスク分担）

第4条 甲及び乙は、本事業の遂行に係るリスクについては、当該リスクを最も効率的に管理し
得る者が適切に負担することを確認する。なお、具体的な役割及びリスク分担は、事業契約に
おいてこれを定める。

（事業期間）

第5条 本施設の設計及び建設期間は、当該設計及び建設に関する事業契約締結の日の翌日から
平成27年3月31日までとし、本施設の維持管理及び運営期間は、平成27年4月1日から
平成42年3月31日までとする。

（SPCの設立等）

第6条 乙は、本協定の締結日から平成26年9月30日までの間に、本事業を事業契約の定め
に従い遂行することを事業目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平

成17年法律第86号)に定める株式会社として佐世保市内に設立し、その商業登記簿謄本及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項のSPCの設立に当たっては、乙の構成員のうち【出資予定会社の名称】(以下総称して「出資予定会社」という。)は全員出資を行うこととする。SPCの資本金は【乙の提案による金額】円とし、代表企業の株式保有割合は、SPCの設立から維持管理・運営期間の終了まで100分の50を超えるものとし、また構成員のうち市内業者(佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者。ただし、支店・営業所等を有する者については、当該支店・営業所等に20人以上の職員を雇用し、かつ契約締結権を有する者をいう。以下同じ。)の株式保有割合の合計は、SPCの設立から維持管理・運営期間の終了まで100分の30を超えるものとしなければならない。
- 3 SPCの設立に当たって、出資予定会社は原則として変更できないものとする。ただし、出資予定会社のいずれかが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合等やむを得ない事情により当該出資予定会社のSPCへの出資が困難な事態となった場合には、代表企業は直ちに甲に通知するとともに、出資予定会社は連帯して必要な出資金を確保し、第1項及び前項に規定するSPCを設立しなければならない。
- 4 乙は、出資予定会社をして、SPCの設立後速やかに、別紙1(出資者保証書の様式)の様式による出資者保証書を甲に提出させるものとする。
- 5 乙は、SPCの定款において、会社法第326条第2項に定める監査役の設置及び会計監査人の設置に関する定めを置かなければならない。
- 6 乙は、SPCの取締役、監査役及び会計監査人が選任され、又は改選された場合、SPCをしてこれを甲に報告させるものとする。

(事業契約)

- 第7条 甲は、本施設の設計及び建設に係る業務を乙に、維持管理及び運営に係る業務をSPCにそれぞれ請け負わせ、又は委託するものとする。
- 2 甲及び乙は、本施設の設計及び建設工事請負契約(以下「設計・建設工事請負契約」という。)については本協定の締結日から平成22年8月31日までの間に甲と乙との間で、また本施設の維持管理及び運営業務に関する基本契約(以下「維持管理・運営基本契約」という。)並びに維持管理及び運営業務委託契約(以下「維持管理・運営業務委託契約」という。)については本協定の締結日から平成26年12月26日までの間に甲とSPCとの間で、それぞれ締結するものとする。
 - 3 甲及び乙は、事業契約の締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
 - 4 乙は、設計・建設工事請負契約の締結後、設計及び建設業務に関して、乙の代表企業と乙の構成員である【 】との間で業務の分担に関する契約を締結し、それらの締結後速やかに、当該契約書の写しを甲に提出しなければならない。なお、当該契約において、市内業者が分担する業務は、建設工事請負代金の100分の20以上相当となるよう努めなければならない。
 - 5 前項の規定に基づき業務の分担を受けた乙の構成員は、甲から請け負い、又は受託した業務を誠実に履行しなければならない。

(契約金額)

第8条 本協定に基づいて締結する事業契約の契約金額の合計は、金 [] 円に消費税及び地方消費税の額を加えた額であり、その内訳は次に示すとおりである。

- (1) 設計・建設工事請負契約 金 [] 円に消費税及び地方消費税の額を加えた金額
- (2) 維持管理・運營業務委託契約 金 [] 円に消費税及び地方消費税の額を加えた金額

2 甲及び乙は、前項に掲げる各契約の契約金額が当該契約の条項に従い変更できるものとされ、かかる変更に応じて各契約の合計金額も変更することを予め了承する。

(準備行為等)

第9条 甲及び乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業のスケジュールを遵守するために必要な設計など準備行為を行う。

(事業契約不調の場合における処理)

第10条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用はそれぞれの負担とし、互いに請求しない。

2 乙の責めに帰すべき事由により甲とSPCとの間で維持管理・運營業務委託契約の締結に至らなかった場合、乙は、第8条(契約金額)第1項第(2)号に掲げる維持管理・運營業務委託契約の契約金額の10パーセントに相当する額を、損害賠償額として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が甲の指定する期間に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を超過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.6パーセント(ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率に変更となった場合には、当該変更後の率とする。)の割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収する。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員、社員及び代理人以外の第三者に漏洩してはならず、また本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の秘密を知る前に既に自ら保有していたもの、相手方の秘密を知った後自らの責めによらないで公知となったもの、相手方の秘密を知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、及び法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令などにより開示を要請されたものについては、本条による秘密保持義務の対象から除く。

(本協定の変更)

第12条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から第5条(事業期間)に規定する本事業の事業期間終了日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条(秘密保持)の規定の効力は、本協定の有効期間満了後

5年間に限り存続する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本協定の有効期間満了前に本協定に基づき生じた未履行の義務については、本協定の有効期間満了後においても履行する義務を負う。

(準拠法及び裁判管轄)

第14条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判は長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(規定外事項等)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

(以下記名押印頁)

以上を証するため、本協定書を [] 通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

甲

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者

吉 村 敬 一 印

乙

代表企業 []

住所

氏名 印

構成員（出資予定会社） []

住所

氏名 印

構成員（出資予定会社） []

住所

氏名 印

構成員（協力会社） []

住所

氏名 印

別紙1 出資者保証書の様式（第6条第4項関係）

平成 [] 年 [] 月 [] 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者

吉 村 敬 一

出 資 者 保 証 書

佐世保市水道局（以下「市」という。）が締結する佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業維持管理及び運営業務委託契約の相手方として設立された [SPC商号]（以下「SPC」という。）について、[]、[] 及び []（以下「当社ら」という。）は、本書の日付でもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ表明及び保証いたします。

記

- 1 SPCが平成 [] 年 [] 月 [] 日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
- 2 本書の日付現在におけるSPCの発行済株式の総数は [] 株であり、そのうち [] 株は [] が、[] 株は [] が、[] 株は [] がそれぞれ保有すること。
- 3 当社らが保有するSPCの株式を第三者に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を市に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。また、市の承諾を得て当該処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに市に対して提出すること。
- 4 前項の市の承諾を得た場合でも、[代表企業名称] の株式保有割合は100分の50を超え、また、[市内業者の名称] の株式保有割合の合計は100分の30を超えるものとする。
- 5 第3項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、SPCの株式の保有を取得時の保有割合で継続すること。

以上

出資予定会社

代表企業 []

住所

氏名

印

構成員 []

住所

氏名

印

構成員 []

住所

氏名

印